（独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正）

第百五十三条　独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産総合研究センター法

第一条、第二条及び第三条第一項中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第百五十四条　独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項を削る。

第十五条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十六条第二項を削る。

第十八条第三号中「第十四条第一項又は第十六条第一項」を「第十四条又は第十六条」に改める。

第十九条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第百五十五条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第七条を次のように改める。

（理事の任期）

第七条　理事の任期は、二年とする。

第四十九条第五項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第六十三条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第六十六条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

附則第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第百五十六条　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　信用基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第十条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第二項を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百五十七条　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「独立行政法人水産総合研究センターの」を「国立研究開発法人水産総合研究センターの」に、「独立行政法人農業生物資源研究所の」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所の」に、「独立行政法人国際農林水産業研究センターの」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの」に、「独立行政法人森林総合研究所の」を「国立研究開発法人森林総合研究所の」に改める。

附則第十二条の見出しを「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例）」に改め、同条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「として、新研究機構法」を「として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）」に、「は、新研究機構法」を「は、同法」に改める。

附則第十三条の前の見出しを「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）」に改め、同条第一項及び第二項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同条第三項及び第四項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同条第六項中「新研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第四項」を「第三項」に改め、「、同条第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と」を削り、同条第七項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新研究機構法第十六条第六項」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第五項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に、「と、同法」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第十四条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。